

岐阜県公報

目次

告示

道路の区域変更
道路の供用開始
(道路維持課) 三六九
(同) 三六九

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
特定非営利活動法人の定款変更認証申請
県営土地改良事業計画の決定
建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める
事項の区域区分の変更案の縦覧
(環境生活政策課) 三七〇
(同) 三七一
(農地整備課) 三七一
(建築指導課) 三七一

告示

岐阜県告示第四百六十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年八月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	大垣線 養老公園線	養老郡養老町蛇持字前野 一七五番一地从先から 同郡同町同字同 一六〇番一地从先まで	前 後	二〇.五 三三.五	一〇〇.〇 一〇〇.〇	

岐阜県告示第四百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

第二千二百七十八号
平成二十三年八月三十日

(火曜日)

なお、その関係図面は、平成二十三年八月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年八月三十日
岐阜県知事 古田 肇

道の種類	瑞浪西線	瑞浪市日吉町字千原二二八 四番二地先から	瑞浪市日吉町字千原二二八 四番二地先から	瑞浪市日吉町字千原二二八 四番二地先から	瑞浪市日吉町字千原二二八 四番二地先から
路線名	瑞浪西線	同 市同 町字同 二二八 五番二地先まで	同 市同 町字同 二二八 五番二地先まで	同 市同 町字同 二二八 五番二地先まで	同 市同 町字同 二二八 五番二地先まで
区間	瑞浪市日吉町字千原二二八 四番二地先から	瑞浪市日吉町字千原二二八 四番二地先から	瑞浪市日吉町字千原二二八 四番二地先から	瑞浪市日吉町字千原二二八 四番二地先から	瑞浪市日吉町字千原二二八 四番二地先から
延長(メートル)	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇	二七〇
供用開始の期日	平成三〇・八・三〇	平成三〇・八・三〇	平成三〇・八・三〇	平成三〇・八・三〇	平成三〇・八・三〇
備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)	平成三〇・三・三三	平成三〇・三・三三	平成三〇・三・三三	平成三〇・三・三三	平成三〇・三・三三

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年八月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十三年七月二十八日

- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ナチュラライフ・デザイン
- 三代表者の氏名 岩砂 晶子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良友瀬九九番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域、日本及び世界中の人々を対象に、

自然体験活動、野外学習、冒険教育、環境教育等のプログラムやイベントの企画、実施運営を行う。同時に、自然共存型社会構築に関する調査と仕組みづくりの提案などの事業を行い、私たちの住む地球の豊かな自然環境を次の世代に手渡すとともに、日本の自然が育んだ地域文化の持続発展に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年八月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年七月二十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人英集会
- 三代表者の氏名 福富 梯
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市安食二二八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、子どもと子育て中の人及び障がい児者に対して、子育てに関する情報の提供や支援及び障がい児者の生活サポートに関する事業を行い、少子化社会や発達障がいなどの障がいが増加しつつある社会において、子ども健全な育成と子育て及び障がい児者の社会生活の支援に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利

活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年八月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年八月一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひだ情報通信フォーラム
- 三 代表者の氏名 田中 彰
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市上岡本町五丁目五七九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、情報通信技術（ICT）に関する人材を育成し、情報通信技術（ICT）を多岐にわたり活用

することで、歴史文化の伝達継承とともに観光産業や地域経済の活性化を行い、新たな雇用を創造するとともに、緑豊かで環境にやさしいまちづくりと少子高齢化社会に対応した安心安全なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。また、国際交流活動を通じて、地域経済の活性化や地場産業の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年八月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年七月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人大和Company
- 三 代表者の氏名 榎井 康弘
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市川島松原町四〇八番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、各地でボランティア活動をする青少年及び育成者に対して、より良い活動ができるよう育成す

る事業を行い、ボランティアに関する意識を社会に広めることを目的とする。また、児童健全育成の為に、各種関係機関と協力及び連携のもと、地域力の向上を目指す。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月三十日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
上大野地区	関市役所	平成二三・八・三〇から 同・九・二九まで

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める事項の区域区分の変更案の縦覧

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしたいので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十三年八月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 用途地域の指定のない区域内で定める事項
 - 1 法第五十二条第一項第六号に規定する容積率の限度
 - 2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度

- 3 法第五十二条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度
- 4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の
高さの限度
- 5 法別表第三(四)欄五の項に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限
度
- 二 区域区分の変更を行う市
土岐市
- 三 区域区分の変更を行う土地の区域
計画図書において表示する区域
- 四 案の縦覧場所
岐阜県都市建築部建築指導課及び土岐市建設部都市計画課
- 五 縦覧期間
平成二十三年八月三十日から同年九月十三日まで

平成二十三年八月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター